

-----  
**内水面漁場管理  
委員会指示**  
-----

**高知県内水面漁場管理委員会指示第103号**

もくずがにの資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和5年11月24日に、次のとおりもくずがにに関し、採捕の禁止を指示した。

令和5年11月29日

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

1 指示の内容

(1) 採捕の禁止の期間

12月1日から翌年7月31日まで

(2) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面

2 指示の適用除外

1の指示は、国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）がもくずがにに係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）又は高知県内水面漁場管理委員会が別に定める要領による承認を受けた者が採捕する場合は、適用しない。

3 指示の有効期間

令和5年12月1日から令和8年11月30日まで